

2022年10月から適用 私たちの生活にも関わる法改正のポイント

短時間労働者（パートタイマー等）の健康保険の適用範囲拡大

短時間労働者の方で以下5つの条件すべてに該当する場合、施行後は健康保険の加入対象となります。

施行後の短時間労働者適用要件

- 週の所定労働時間が20時間以上
* 残業時間等所定労働時間以外は除く
- 2ヵ月を超える雇用見込
- 月額賃金が8.8万円以上
- 学生ではない
- 被保険者数101人以上の企業に勤務

10月1日（予定）以降、日立健保ホームページでもご確認いただけます。



育児休業等期間中の保険料免除要件の見直し

これまでは、月末時点で育児休業等を取っている場合に当月の保険料が免除されていましたが、施行後は現行の要件に加えて、月の途中で2週間以上の育児休業等を取った場合も保険料が免除されます。なお、賞与の保険料は、1ヵ月を超える育児休業等を取った場合に限り免除される制度へ変更となります。

10月1日（予定）以降、日立健保ホームページでもご確認いただけます。



特退で2022年12月2日～2023年4月1日に70歳を迎えられる方の高齢受給者証の交付について

高齢受給者証の交付に際しては、事前に収入調査を行い、負担割合を判定します。

対象の方には、70歳の誕生月の1～2ヵ月前に申請書を送付しますので、申請書に収入の確認できる証明書を添付し、返信用封筒にてご返送願います。

なお、高齢受給者証は、70歳に到達された翌月1日（誕生日が1日の場合は誕生日）から使用が可能になります。

生年月日に応じた収入調査および高齢受給者証発送の時期は、下表のとおり予定しています。

生年月日	収入調査時期	高齢受給者証発送日	高齢受給者証使用可能日（発効日）
1952年12月2日～1953年 1月1日	2022年10月中旬	2022年12月20日頃	2023年 1月1日
1953年 1月2日～1953年 2月1日	2022年11月中旬	2023年 1月20日頃	2023年 2月1日
1953年 2月2日～1953年 3月1日	2022年12月中旬	2023年 2月20日頃	2023年 3月1日
1953年 3月2日～1953年 4月1日	2023年 1月中旬	2023年 3月20日頃	2023年 4月1日

お問い合わせ先

任継・特退専用コールセンター

TEL 0120-033-566 受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）



任継・特退・ご家族のみなさま

専用コールセンターのご案内

加入中の各種手続きや健診についてのお問い合わせは、下記コールセンターでお受けします。保険証をお手元にご用意のうえ、番号にお間違いのないようおかけください。

各種手続き専用

TEL 0120-033-566

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）

健診専用

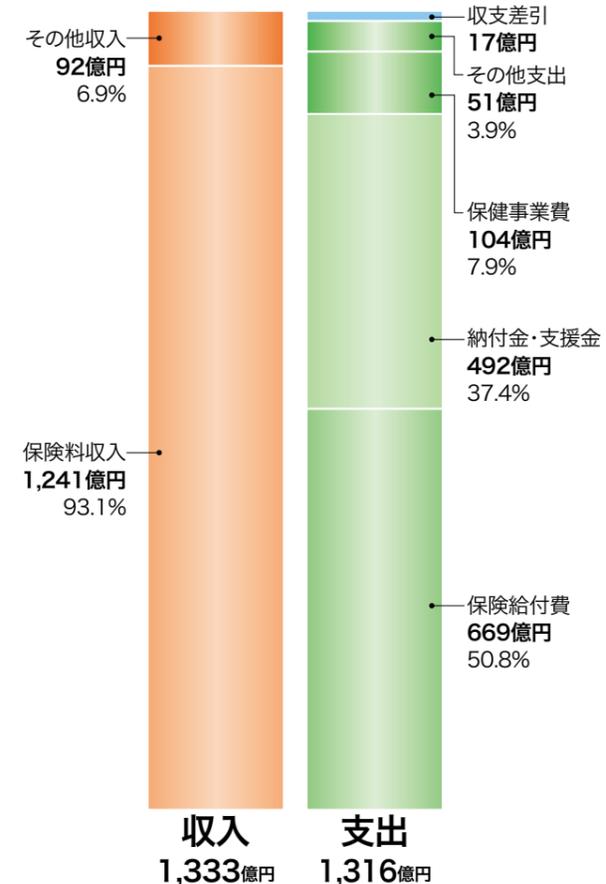
TEL 0120-047-489

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）

日立健康保険組合の2021年度決算がまとまりました

7月8日に開催された日立健保2021年度決算組合会にて決議されました。

一般勘定



基礎数値

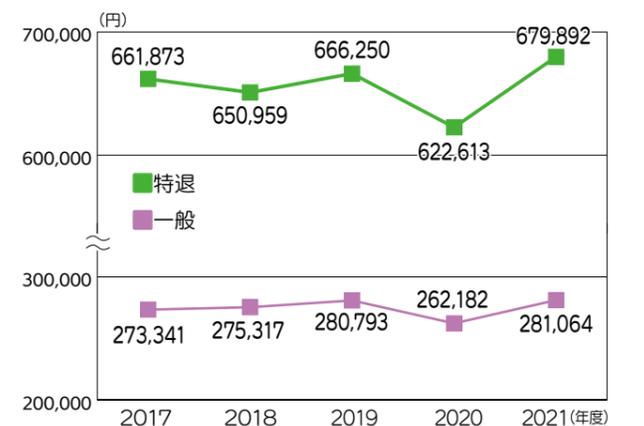
項目	2021年度決算[A]	2020年度決算[B]	[A]-[B]
被保険者数	211,073人	220,198人	△9,125人
平均標準報酬月額	417,973円	413,677円	4,296円
平均標準賞与額	2,123,331円	2,036,355円	86,976円

決算のポイント

収入は、予算並みを確保し、支出は、新型コロナウイルス感染症の影響で下回っていた保険給付費が従来水準に戻りました。収支としては、平均標準報酬月額・平均標準賞与額が伸びた影響等により、約17億円の黒字になりました。

支出の半分を占める保険給付費の1人当たり額は、一般・特退ともに過去5年で最も高くなりました。また高齢者納付金・支援金が支出全体の約37%を占めており、依然として大きな財政的負担となっていることに加え、高齢化により今後さらなる増加が確実視されています。みなさまにおかれましては、医療費節減のため、健康管理への意識をより一層高めていただくよう、お願い申し上げます。

被保険者1人当たり保険給付費額の推移（医療費の健保負担分）



介護勘定

基礎数値

項目	2021年度決算[A]	2020年度決算[B]	[A]-[B]
介護保険被保険者数	121,580人	125,666人	△4,086人
平均標準報酬月額	476,034円	473,008円	3,026円
平均標準賞与額	2,492,150円	2,391,999円	100,151円

収支

科目	2021年度決算[A]	2020年度決算[B]	[A]-[B]
収入合計(a)	174	167	7
支出合計(b)	169	166	3
収支(a)-(b)	5	1	4

※健保組合では、厚生労働省から通知される納付金の請求額に基づき、市区町村に代わって介護保険料を徴収し、国へ納付しています。